

平成27年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(地域情報化関係)

【総務省】

平成26年8月6日

全 国 知 事 会

【地域情報化関係】

1 マイナンバー制度について

- (1) マイナンバー制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されていることから、プライバシー保護に関する国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として制度を導入するため、情報漏洩や目的外利用などの危険性について不断の検証を重ね、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立すること。
- (2) 行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットと導入に当たってのコストを、マイナンバー制度導入後の社会保障・税制度の全体像とともに分かりやすく周知、広報し、国民の理解を求めること。また、マイナンバー制度の普及、浸透を図るため、「個人番号カード」の機能や「マイ・ポータル」で提供する情報を充実させ、手軽で利便性の高いものにする。
- (3) 法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。
- (4) マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワーク構築・改修や維持管理に要する経費については、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。特に、国が設定した補助金の上限額と、地方の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、地方側に示すとともに、不足が生じる場合には、必要な財政措置を講じることとし、補助金の交付についてもシステムの整備期間に配慮して、柔軟な取り扱いとすること。また、マイナンバー制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じること。
- (5) マイナンバー制度の導入に伴う条例改正や特定個人情報保護評価等、地方側で対応が必要となる作業についての情報や、地方公共団体及び民間からの問い合わせに対する回答などの情報を速やかに提供し、滞りなく作業が進められるように、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」等の場において、地方側と十分に協議すること。その際、地方側による戦略的かつ効果的な中期計画の策定と計画に基づく作業に資するよう、内閣官房や総務省等においてマイナンバー法以外の社会保障・税・防災分野に関する法改正等の動向も把握し、地方側で対応が必要となる作業への影響を整理した上で、一元的な情報提供に努めること。

2 自治体クラウドの推進について

- (1) 自治体クラウドの導入を推進するに当たっては、クラウドに対するセキュリティや、システムの共同利用等に対する不安を払拭するため、導入によるメリットや、導入の手順について国民及び地方公共団体に分かりやすく示すこと。また、各地方公共団体における業務の標準化や、導入の障害となるベンダーロックインの排除に向けた必要な支援を実施すること。
- (2) 自治体クラウドの導入に必要となる基盤構築に要する費用や、システムの中途解約に伴う違約金等のインシタルコストについては、自治体クラウドの導入を推進するためにも、国において適切な財政措置を講じること。また、市区町村のクラウド導入を支援する都道府県に対しても適切な財政措置を講じること。
- (3) 自治体クラウドの導入には、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。

3 地上デジタル放送に係る必要な措置について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けている地域に対し、国の責任において、地上デジタル放送に係る必要な措置を引き続き実施すること。
特に同発電所事故により被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。
- (2) 地上デジタル放送難視対策は、平成27年3月までには必要な対策が完了する見通しであるが、恒久的な対策が確実に実行されたことが認められるまでは、国及び放送事業者の負担と責任において十分に対策を講じること。
また、恒久的対策の実施にあたっては、電波利用料財源を活用するなどにより、施設等の整備・維持管理費等に係る対象世帯及び地方公共団体の負担の軽減策を図り、引き続き、各難視聴地域の住民や関係地方公共団体に対して適切かつ正確な情報提供に努めること。
- (3) 地上デジタル放送に対する相談、対応窓口を引き続き設置するなど、国の責任において必要な支援を実施すること。

4 地域情報化の推進について

- (1) 地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に

不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、規制緩和を含む支援策を拡充するとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、維持管理及び再整備に対する支援策を講じること。

- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、通信事業者の設備投資を促進するため、施設の整備及び維持管理に係る負担の軽減策を講じること。
- (3) ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。
- (4) 安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築への支援を継続するとともに、災害時に情報収集手段を確保するための支援策を講じること。
- (5) 自治体のICT部門におけるBCP（事業継続計画）対策を進めていくために、必要な支援策を講じること。

5 情報セキュリティ対策の推進について

- (1) 地方公共団体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方公共団体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。
- (2) 日々多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に関して、具体的な対応方法などについて、引き続ききめ細やかな周知・情報提供の充実に努めるとともに、地方公共団体が行うサイバー攻撃にかかる訓練・実証事業に要する経費に対し、財政上の支援措置を講じること。

6 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策につい

て

スマートフォンなどを介し、青少年が犯罪被害等に遭う事案が増加していることから、フィルタリング義務の規制対象範囲を拡大するとともに、フィルタリングの一層の利用促進を図るなど、青少年が有害情報に触れる機会を減少させるための措置を講じること。また、青少年がコミュニティサイトの掲示板機能を介して性犯罪被害等に遭う事例が増加していることから、掲示板アプリ対策を行うこと。